

事 務 連 絡
令和元年11月29日

都道府県外国人受入環境整備交付金担当課長 殿
政令指定都市外国人受入環境整備交付金担当課長 殿

出入国在留管理庁在留管理支援部
在留支援課補佐官 田中敏之

令和2年度の外国人受入環境整備交付金の概要について

平素から出入国在留管理行政に御理解・御協力を賜りありがとうございます。

さて、令和2年度の標記交付金の公募を検討しているところ、令和2年度概算要求の内容に基づく現時点での概要について、下記のとおりお知らせします。

なお、今後の予算の成立状況等によっては、変更が生じる場合があることを御承知願います。

また、都道府県におかれましては、管下自治体への周知について御協力願います。

記

1 交付対象となる経費

(1) 整備費

交付限度額及び交付率は、外国人受入環境整備交付金（整備）交付要綱（直近改正：令和元年9月9日）の定めるところによる。

なお、平成31年2月9日時点で本交付金の交付対象となっていた地方公共団体については、特別の事情があると認められる場合を除き、原則として交付対象としない。

(2) 運営費

交付限度額及び交付率は、外国人受入環境整備交付金（運営）交付要綱（直近改正：令和元年9月9日）の定めるところによる。

(3) 広域連携による一元的相談窓口の共同設置（別添資料参照）

複数の地方公共団体による一元的相談窓口の共同設置・運営に要する経費についても、交付対象とする。

交付限度額は、広域連携する市町村の外国人住民数に応じ、外国人受入環

境整備交付金（整備）及び（運営）交付要綱の定めるところにより、整備費については10分の10、運営費については2分の1の交付率とする。

なお、本交付金の申請に当たっては、地方自治法に規定する共同処理に係る取決め又は関係地方公共団体間の任意の事務協定が必要となる。

2 交付決定に向けたスケジュール

令和2年1月中旬～2月中旬	事業計画の募集
2月下旬	採択の内示
3月上旬～3月中旬	申請受付
4月1日	交付決定

3 その他

交付申請に当たっては、必要な額を十分精査し、真に必要な経費とするようお願いする。不用額が発生した場合には理由書の提出を求める場合があり、不用の理由が事業費の過大な見積り等交付金事業の趣旨や必要性に見合った適正な実施計画の策定（必要経費の算定を含む。）及び執行が行われなかったことに起因すると認められる場合には、翌年度の事業費配分について調整を行うこともあり得る。

4 問合せ先

担当：出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留支援課 在留支援第四係

メールアドレス：zairyushien03@moj.go.jp

（上記アドレスに送信できない場合 zairyushien03@i.moj.go.jp）